

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2017.May
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団 Vol.21

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第21回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今年3月、高浜原発の抗告審が、再稼働を認めないとした大津地裁の仮処分決定を覆し、広島地裁では伊方原発の再稼働を認める決定を出した。差止め裁判で原発の再稼働を止めさせる闘いが厳しい状況に追い込まれたように見えた。

しかし、今年3月17日、群馬の前橋地裁は、損害賠償訴訟で国と東電の責任を認めた。これに続く判決が今年9月に千葉で、10月10日には福島で予定されている。損害賠償訴訟で、東電福島第一原発事故の実態が明らかにされつつある。

玄海原発再稼働の動きに対し、原告団が大きく活動を展開している。こうした中で玄海原発の周辺被害自治体(伊万里市長など)が反対の声を上げはじめ、佐賀県が開いた各団体代表「広く意見を聴く委員会」、県民説明会でも続々と再稼働反対・慎重の声が上がっている。半径30キロ圏内の4つの自治体のうち、長崎県の平戸市議会・松浦市議会が全員一致で再稼働反対の決議をし、同2市の市長、壱岐市長も反対をしている。佐賀県知事はこうした玄海原発の周辺には反対・慎重意見が多いことを直視すべきである。

第21回 口頭弁論

東島弁護士のココがポイント!

今回期日では、“3.11事故の教訓として”耐震重要度分類(地震に対する施設側の対策の重要度分類(ランク分け))をもっと強化しなければいけないことが明らかになったのに、実際には強化されていない”と主張する準備書面を提出しました。例えば、重要な施設としては外部電源、使用済み核燃料プール、原子炉の水位等を監視する計器類等(計装系)があります。使用済み核

燃料プールでいえば、3.11事故ではプールの冷却失敗が最も懸念され国会事故調でもその対策の不備が指摘されていたのに、耐震重要度分類は据え置かれたままです。玄海原発の安全性が確保されているとは言えません。

なお、仮処分については、①基準地震動、②避難計画の不備、③耐震重要度分類の不備の補充書面を提出しました。

次回は、原告側は、シビアアクシデント対策の不備について主張します。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント.....	1	団長コラム「司法の危機に反撃を!」.....	6
	意見陳述 風見梢太郎さん.....	2	原告団交流ひろば(原発と放射能を考える唐津会)...	7
	意見陳述 服部崇さん.....	4	傍聴記、今後の日程.....	8

意見陳述



原告 風見 梢太郎さん
(作家、日本科学者会議会員)

私は日本民主主義文学会という文学団体に所属し、小説を書いています。この団体の常任幹事をしております。福井県の敦賀市に生まれ、中学二年までをこの地ですごしました。京都大学の電気工学科を卒業して当時の電電公社(現NTT)の電気通信研究所に入り、ここに勤務しながら小説を書いてきました。日本科学者会議の会員でもあります。

私は敦賀の出身ということもあり、もともと原発には強い関心を持っていました。敦賀は歴史の古い美しい町であり、海岸には日本三大松原の一つと言われる気比の松原があります。また古代の遺跡や戦国時代の有名な城址もあり、この点でも唐津や玄海町に似ています。このような歴史的景勝の地に原発ができてしまったことに対する地元の方々の無念な気持ちが、私には大変よくわかります。

福島第一原発の過酷事故が起こってから、私は多くの人に読まれる小説という形で、事の本質をわかりやすく伝えなければならないと思いました。私は原発の専門家ではありませんが、電気工学を専攻したということもあって、発電や送配電の知識はありますし、友人には電力会社や原発産業に働いていた人もいます。また日本科学者会議には原発や被曝の専門家もおり、そういう人たちと情報交換もできます。私は、自分こそが原発に関わる小説を書く責任を負っていると感じたので、たくさん作品を書き『民主文学』という全国的な文芸雑誌や「しんぶん赤旗」に発表してきました。日本の中で、一番たくさん原発にかかわる小説を

書いてきたのではないかと自負しております。本になったものは『風見梢太郎 原発小説集』と『再びの朝(あした)』です。

私がどのような作品を書いてきたのかを少し紹介させていただきます。最初に書いたのは「週休日変更」という作品です。福島第一原発が爆発した年の夏、全国的に節電が呼びかけられ、企業では電力の平均的な使用を目的に週休日に変更されました。私の勤めていた研究所でも、いきなり土曜、日曜が出勤日になりました。子どもを保育園にあずけている人、老人を抱えデイサービスを利用している人たちが困っていました。そのことを書こうと思いました。作品の中で、政府が極端な節電を呼びかける背景には、「原発を稼働しないとういう状況が続くのだぞ」という脅しがあることを告発しています。続いて「線量計」という作品を書きました。これは原発労働者の被曝を扱った作品で、舞台は敦賀です。原発は、そこに働く人たちの被曝の犠牲の上に成り立つシステムであることを知ってもらいたいという思いがありました。「収束作業」という作品には、福島第一原発で収束作業にたずさわる労働者のことを書きました。原発で働く人々の宿泊するいわき市湯元温泉のホテルに泊まりこんで取材しました。一日の被爆量が何と1ミリシーベルトを越えている人がいることがわかりました。リンゴ農家への取材では、人のいなくなった避難区域で猪が激増しその猪が山を越えてやってきて大きな被害が出ていることを知りました。猪は捕らえても食用にはならず、解体して一般ゴミとして焼却しているそうです。リンゴが売れなくて出稼ぎに出ている

ことや、補償が打ち切られればたちまち廃業になることなどもお聞きしました。「海洋投棄」という作品は、福島第一原発の汚染水処理問題を扱い、汚染水を海に流そうとする東電の意図に警告を発しています。ちょうど汚染水の貯蔵が限界に来ていることが大きな話題になっている時期に発表したのも、反響が大きかったです。この作品を書くにあたって、放射性廃棄物についてあらためて調査し、取材もしました。放射性物質であるトリチウム(三重水素)についても調べ、この物質がたとえ事故がなくても通常の運転で海に放出されてきたことを知りました。これは「原子力施設運転管理年報」という公式文書に報告されています。たとえば玄海原発では、2009年には81兆ベクレル、2010年には100兆ベクレル、2011年には56兆ベクレルのトリチウムを海に流しています。原発などから放出されるトリチウムは、自然界に存在するトリチウムと比べても決して無視することのできないほどの量であり、しかも施設から直接海に排出されれば、複雑な海岸線に高い濃度でとどまる可能性があります。その後、私は、建屋ギリギリに造られる凍土遮水壁の建設に従事する作業者の被曝、凍土遮水壁という方式が選ばれたカラクリを告発する作品を書いて現在にいたっています。

原発が未完成・未成熟な技術であることは、日本に原発ができた当初から心ある科学者、技術者から指摘されてきました。一番の問題点は、運転によって高いレベルの放射性廃棄物がどんどん蓄積されていくことです。たとえ核燃料サイクルというものが成功しても回収され再利用されるのはプルトニウムとウランだけであり、その他の高レベルのあらゆる放射性物質はそのまま溜め込まれることとなります。もちろん再利用されたプルトニウムなどからもまた放射性廃棄物が出ます。これは改良が進めば克服できるといった性質の欠陥ではなく、現在私たちが知りうる自然法

則に基づけば克服は本質的に不可能です。世の中に出される技術というものは、研究・開発段階において様々な理由で淘汰され、実用に供された技術の中でも長く生き残っていくものは多くありません。使いにくいもの、改良できないもの、危険なもの、経済的に引き合わないものなどは、見捨てられ別の技術に置き換えられます。原発などは、本来とっくに淘汰されてしかるべき技術だと私は思います。それが今まで生き残っているのは、アメリカの意図を受けた日本の政府が強引に原発の開発をすすめて、手厚く保護してきた結果です。

小説を書き続ける中で、私たちは原発と共存できない、という思いをますます強く抱くようになりました。事故が起こった時に制御できず、甚大な被害を及ぼすようなシステムは、決して社会に導入してはならないものです。政府、電力会社、原発産業が原発の再稼働を目論むかぎり、私はこれからも原発に反対する立場で小説を書き続けるつもりです。玄海原発の再稼働を許さず、ただちに廃炉に向かうことを強く望みます。そのことをもう一度述べて私の意見陳述を終わります。

意見陳述



原告 服部 崇さん
(生業訴訟原告団事務局次長、
福島県北農民連事務局長)

1. 福島第一原発事故前の暮らし

私は、福島県福島市に生まれ育ちました。福島市は福島第一原発から約60kmのところにあります。

私は、宮城県仙台市で15年間の会社勤めを経て、福島市に戻り農事組合法人産直センターふくしまに入りました。産直センターでは主に農家の作った美味しい果物や野菜、米などを全国のみなさんに直接届ける「産直」を中心に活動をしてきました。

福島市は全国有数の果物生産地で「さくらんぼ」「もも」「梨」「ぶどう」「りんご」などが生産されています。全国のみなさんから「やっぱり福島の果物は美味しいね」と言われ毎日農家のみなさんと美味しい果物作りの研究など充実した毎日を過ごしていました。

2. 東日本大震災と原発事故

3月11日の東日本大震災。そして3月12日に東京電力福島第一原発1号機が爆発した直後から現在に至るまでの私の活動についてお話ししたいと思います。

3月12日の爆発事故当時、私は震災の影響が深刻だった南相馬市小高区で炊き出しの支援活動をしていました。原発から15kmの距離です。私はまさか原発が爆発するなどということが現実に起こるなど思っていませんでしたが、爆発したとのテレビ報道を聞き、瞬間的に「終わった」と思いました。放射能が降り注ぎ、このまま死ぬんだなど。そのとき感じた恐怖と脱力感は今も忘れられません。しかし目の前には避難所にいる方々が温かい食べ物を求めて列を成して炊き出しに並んでいる。「ありがとうございます。あなた達も大変な時に助かります」などの声を聞いて、この方たちを置いて逃げ出すことはできませんでした。炊き出しを終え、一目散に実家のある福島市内に戻っ

てきました。私と二人暮らしだった父は、その日、私が小高区に行くことを知っていたため、何十回も携帯電話に電話をかけていたようですが、震災時の混乱で電話がつながらず福島市内に入ってようやく留守電が入ってきました。実家に着くと、玄関先に出てきた父は「お前は原発の爆発で被曝している。子どもへの影響もあるから家に入るな」と言いました。実家には子ども3人を連れて妹夫婦が避難してきていました。子どもたち3人は、独身の私にとっても我が子のような存在でした。私は、2日間、車で寝泊まりしました。

3月15日、福島市の空間線量が最大24.24 μ Svに跳ね上がりました。みぞれ混じりの冷たい雨が降った日でした。原爆の後の『黒い雨』のことを聞いたことがあった私は、この雨に打たれてはいけないと直感しました。実家に戻り、妹夫婦と話をし、子どもたち3人を関東に避難させようとなりました。高速道路は使えなくなっており、妹たちは、国道4号線を何時間もかけて南下しました。

しかし、行くあてもなく、避難から僅か4日後、妹と子どもたちは放射能で汚染された福島に帰ってきました。疲れ切った表情で実家に戻った子どもたちを迎えたときには「ごめん」としか言えず、ただ涙が溢れ出しました。我が子同然の子どもたちを安全な場所に避難させることすらできなかった自分の非力さを恨みました。

3. 3月21日—「ほうれん草の出荷停止」そして「風評被害」

2011年3月21日にほうれん草の出荷停止命令が出されたことを皮切りに多くの農産物に出荷制限がかけられました。農家の方々は、次は自分の作物にも出荷制限になるのではと不安の中で農作業を続けていました。

そして、事故から6年が経過し、制限解除になった今でも「風評被害」が続いています。風評被害とは根も葉もないうわさに惑わされることを表します。しかし、福島には残念ながら根にも葉にも放射性物質はあるのです。これは風評被害ではなく「実害」です。国と東京電力が起こした原発事故と放射能汚染が引き起こした実害です。

4. 4月26日―「怒り」

我々の仲間であった須賀川市の樽川さんが自らの命を絶ちました。樽川さんはキャベツ農家で、原発が爆発したとき「福島県の農業はもうダメになる」と言っていたそうです。そして収穫の前日にキャベツの出荷停止が発表され、その翌日、樽川さんは自ら命を絶ちました。その直後の4月26日、東京電力本社に100人以上の福島県の農家がバスを連ねて抗議行動に行きました。樽川さんの奥さんが遺影をしっかりと抱えて「賠償金をくれと言っているのではない。父ちゃんは東電への抗議で命を絶ったと思っている。みんな元気がないんです。父ちゃんの命を奪った原発を一刻も早くとめてください」と訴えた言葉が今でも私の耳に残っています。

5. 桃の大暴落

産直センターの農家は福島市、伊達市・伊達郡をまたいで生産しています。福島は果物大国でしたが、名産の桃からも20～30Bqの放射性物質が検出され、大暴落しました。5キ口箱で通常ならば2000円から3000円する桃に200円から300円の値しかつかない状況で、東京では市場への出荷を断られてしまうほどでした。

6. 農地汚染と除染

果樹園の農地汚染は深刻です。事故当時の線量に比べれば低くはなりましたが低線量の汚染は続いています。国は福島県の農地は100%除染完了したと言っていますが間違いです。現に果樹園の土はそのままです。やったのは樹木の洗浄です。

木を一本一本先端まで高圧洗浄機で洗い流しました。これを除染完了と国は発表しています。表土はそのままなのです。

7. ある農家のことば

当時83歳のMさんという女性が東電社員に語った言葉があります。

Mさんは毎日野菜の引き売りをしていました。私も同行して話を聞いたことがありましたが「Mさんの野菜美味しい」という人がたくさんいました。しかし事故後まったく売れなくなりました。

Mさんは一人で引き売りをしていたため伝票などありませんし、その必要性もありませんでした。東電に対する賠償請求に必要な資料などそもそも揃えられないのが現実でした。売上明細などもなく、唯一あったのがカレンダーに書き込んだその日の売り上げメモでした。事故以降のカレンダーには「売れない」「売れない」「売れない」と書き込まれていました。Mさんがカレンダーに書き込むその時の気持ちを思うと涙が止まりませんでした。

東電社員を前にMさんが訴えたことは「おれは、金が欲しくて賠償請求するんじゃねえ！おれの生きがいを奪ったからだ・・・」。

原発事故が起こればこんなことになります。

改めてMさんの言葉を使わせていただきます「生きがいを奪った・・・」

8. 最後に・・・

裁判長！今、全国では福島原発事故がなかったかのように原発が再稼働されようとしています。

福島の現状を見れば再稼働などはあり得ません。

世界一の厳しい基準で精査したから安全？再稼働していいと言っていますが、福島の事故があるまで私も信じていました。しかし事故は現実に関起り、今も被害が続いています。もう過ちは繰り返してはいけません。

裁判長！玄海原発は動かさないでください。お願いします。お願いします。

2015年、国を訴える訴訟が1万件を超えたとして政府は法務省に再び訟務局を復活させた。以来、司法への国の介入は目に余るものがある。

国と沖縄県の間で争われた辺野古移転を巡る訴訟において、最高裁は翁長沖縄県知事の訴えを退けた。今辺野古の米軍基地の建設工事は再開している。新基地建設反対の民意は、国政選挙、地方自治体の首長はじめ地方議会の選挙を通じて示されてきた。とくに現職に10万票の大差をつけた翁長知事の誕生は「新米軍基地建設反対」の県民の揺るぎない意志を示したものである。しかるに最高裁は県の弁論を聴くことなく福岡高裁の判決を確定させた。また新基地の建設は、国と地方自治体との関係を「上下・主従」から「対等・協力」へと改正された地方自治法を侵害する憲法違反であるとの上告も最高裁は審議せずに棄却している。日米安全保障条約が憲法に優先する判決は政府の強引な司法介入の結果である。

3.11福島原発事故以来、全国に広がっている原発運転差止訴訟(以下、差止め訴訟)もまた訟務局が暗躍する舞台となっている。今年3月末に大阪高裁(高浜原発3,4号機)と広島地裁(伊方原発3号機)それぞれの差止仮処分において住民側の敗訴が相次いだ。両決定に共通する司法審査の枠組み、「原子力規制委員会の策定した審査基準と規制委員会適合判断」、に照らして判断された決定である。とくに広島地裁においては「このような司法審査の枠組みは2016年に福岡高裁宮崎支部の控訴審決定が示したものであり、同決定はすでに確定している」と述べ「本件における司法審査の枠組みについては上記の決定を参照」としている。これらの判決は福井地裁の大飯原発運転差止以前に戻ったと単純にいい切れないものがある。同様な差止め

訴訟が多いからと言って司法審査の枠組みを統一するのは司法の独立を損なうものである。

今、わが国では日米同盟の強化に相応しい憲法に変えようとする勢力が国会と行政を牛耳っている。しかし、平和憲法として世界の多くの国々に高く評価されている日本国憲法の存在を消滅させることは容易ではない。司法の独立を守る体制、地裁-高裁-最高裁、はいまだ健在である。とくに各県に置かれている地方裁判所は、国民一人一人の安全を守る身近な存在となってきた。憲法違反を訴える件数の増大はその証しである。逆に憲法改悪勢力にとって司法の独立は最大の危機となってきた。私たちは原発なくそう！九州玄海訴訟に勝訴し司法の独立を守ろう。

司法への国の介入を許すな！ 沖縄の米軍基地からの解放を！ 原発呪縛からの解放を！

4月14日第21回裁判参加者で 緊急知事要請

裁判の報告集会で前日(4月13日)の佐賀県議会臨時議会の結果を受け、急きょ山口祥義県知事に対する要請行動への参加が呼びかけられました。集会終了後、意見陳述者の風見梢太郎さん、服部崇さんを含む、約30人で県庁に向かいました。



各地で原告の会が多彩でユニークな取組みを行っています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みなさんの地域での活動の参考にしてください。

玄海町・唐津市での取組みについて

原発と放射能を考える唐津会 吉田恵子



毎月第2木曜日に定例会を行い、裁判と風船プロジェクト支援、山本太郎講演会、唐津市長・議員選挙立候補者への原発問題アンケート、九電、玄海町長・議員、唐津市長・議員全員への質問と要請書と根拠となる資料渡し等取り組みました。私たちの意見と質問への回答、資料の内容等は、九州玄海訴訟のホームページに載せていただきました。

上記の皆様へ渡した主な内容は、次の通りです。

今後もこれらの問題等についての共通理解を広げ、対策を皆で考えて行こうと話合っています。

放射能は遺伝子をも傷つけ、体の再生力を失わせます。東海村臨界事故時、被曝したJCOの作業員の方は染色体も破壊され、皮膚を失い、臓器も筋肉細胞もぼろぼろになりました。低線量被曝も1本1本の放射線が起す遺伝子の傷は、治す時突然変異を起こしやすくなります。原発が稼働すると大量のトリチウムが放出されます。玄海町の白血病による死亡率が全国平均よりかなり高く、トリチウム等の放射性物質が原因と指摘されています。

また玄海町で1973年度から38年間に渡り約2900万円かけて調査した北部地区住民検診結果が、公表されぬまま唐津東松浦医師会保管になっています。

高木仁三郎試算で、使用済みウラン燃料1tにつき1年後で8京9千兆ベクレル以上。その内セシウム137は3700兆ベクレル。玄海原発3、4号機が1年稼働すると、約48トンの使用済み核燃料が出てくると聞いています。広島原

爆セシウム137は89兆ベクレルとされ、セシウム137でくると、広島原爆2000発分にもなります。

使用済み核燃料の管理について、貯蔵プールをリラッキングしてよりたくさん詰め込むのは、危険性が増すのでやめるべき。地上の乾式貯蔵も、玄海町や唐津市に設置するべきではありません。隕石、飛行機などの落下物で破壊されたら、偏西風や地上の風と雨等により西日本一帯高濃度汚染地域になる可能性があります。使用済み核燃料を再処理したら、再処理工場から大量の放射性物質が、空や海に放出されるので、再処理せず直接処分すべきです。

ドイツで、地下750mの所に設置した処分場が、地下水の流入で崩壊寸前という報道もなされていました。地下に埋めても、元のウランと同じ放射能になるまでの10万年、放射能漏れがなければ監視し修復する体制が必要

です。10万年先まで見通せないから、人が住む所や拡散が早い海から離さなければなりません。

低レベル放射性廃棄物について、福島原発事故後、福島原発事故由来の放射性廃棄物について、1kgあたりセシウムが8000ベクレル未満の物は、通常の処分場に埋めてよいとする方針や、再利用の方針まで政府が出していますが、これでは、どこに放射性物質があるかわからなくなり、食べ物等で内部被曝します。従来通り1kgあたり100ベクレル以上の物は、管理すべきです。

風船プロジェクト第2弾時、500m上空に至った放射性微粒子は6時間で島根県まで、3000m上空に至った場合は6時間で香川県まで至るなど解析して下さった九州大学名誉教授の伊藤久徳先生及び三好栄作先生の研究結果も、避難計画を考える上でも重要です。

REPORT 

九州玄海訴訟第21回口頭弁論傍聴記

この裁判で私は運よく度々法廷内傍聴の機会を得、今回も入廷した。模擬裁判も弁護士の方々等の熱演でなかなかのものだと思うが、法廷内ではそれぞれの人たちの生(ナマ)の陳述等を見聞できるのが何よりである。

私がまず注目するのは被告側の弁護士たち。どのような被告人にも弁護人がつくのは当然だ。殺人の真犯人であっても、その行為に至るまでの過程があり、酌みとるべき情状があるはずだから。しかし、この裁判の被告はどうか。安全神話で人々を洗脳し、不完全な安全対策の故に大惨事を起こしたのに、納得いく謝罪はせず、賠償も不十分、二度とくり返さぬ為の廃炉の道も探らない被告国・企業に私たちが止む無く提起した裁判である。被告に情状酌量の余地があるのか。そんな被告につく弁護士たちの若さと、そのスキッと

した表情に、そのトシでもう権力の側につくのかと私は憤慨する。

裁判官席に目を転じると、表情豊かであるのは許されないのか、多くが無表情。毎回、様々な原告が想い溢れる陳述をされるが、心動かされる様子はほとんど見られない。今回、福島在住の原告・服部崇さんは最後の部分で「裁判長」と二度も声をかけられたが、裁判長は書面に目を落としたままだった。呼ばれた時くらい、呼ぶ側に目を向けてほしいものだ。瀬木比呂志さんの著書「黒い巨塔」「絶望の裁判所」が思い浮かんだ。しかし同時に「展望がなくとも、やるべき闘いを続ける」という言葉も。これは長年水俣病事件に関わっておられる谷洋一さんの言葉。昔、どんな展望を持って闘うのかと尋ねた私の愚問に対する返答だ。私にできることは少ないが、展望がなくとも、他のことも含めて、やるべきことをやり続けようと、想いを新たに裁判所を出た。

[玄海川内訴訟原告団 松島赫子(熊本市)]

今後の日程

第23回提訴のご案内

6月1日(木)

13:00佐賀地方裁判所集合

* 今回の原告申込み締切 5月26日

裁判(本訴)のご案内

第22回 6月30日(金)

第23回 9月29日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会は佐賀県立美術館ホール

再稼働差止め仮処分

第3回審尋 6月30日(金)

第4回審尋 9月29日(金)

いずれも本訴終了後、佐賀地方裁判所にて
※非公開です。債権者の方しか傍聴できません。

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからどうぞ。

年会費送金先

▼ ゆうちょ銀行間の振込

口座記号番号 …… 01760-6-90732

名義人 …… 玄海原発訴訟を支える会
(ゲンカイゲンパツソシヨウヲササエルカイ)

▼ 他行からの振込

店名(店番) …… 一七九店(179)

口座番号 …… 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもみられます。また、弁護団の弁護士が所属する事務所でもお渡ししています。
★郵送費節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。
★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2017年5月10日

事務局/佐賀中央法律事務所
〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123